



2 教 高 第 63 号
令和 2 年 4 月 4 日

県 立 学 校 長 様

愛媛県教育委員会教育長
(公印省略)

県立学校教職員における新型コロナウイルス
感染症対策の一層の徹底について (通知)

県立学校教職員における新型コロナウイルス感染症対策については、令和 2 年 2 月 27 日付け元教保第 604-2 号により通知するとともに、3 月 26 日以降、知事メッセージを各校に数次にわたり送付するほか、令和 2 年 4 月 1 日付け 2 教高第 3 号では、部活動の実施に当たっての条件として、3 月以降、首都圏や関西圏など、感染拡大地域から来県・帰県し、2 週間経過していない者が参加していないこと等を指示したところです。

しかしながら、この度、県立学校教職員が、首都圏を訪れ帰県した後、自宅待機をすることなく勤務し、学校長の実態把握がないまま、部活動で生徒を指導した上、本人の感染が確認されるという事案が発生しました。同校生徒はもとより、地域の皆様、県民の皆様に不安を与え、信頼を大きく損なう事態となったこと、特に子どもたちを感染症の危険にさらす事態となったことは、誠に遺憾であります。

各学校長におかれては、教職員に自らの責務の重さや職務の影響力の大きさを改めて自覚させるとともに、これまで講じてきた感染拡大防止策の再徹底を図ることに加え、新たに下記のことを徹底するよう、特段の配意をお願いします。

記

- 1 首都圏や関西圏等の感染拡大地域への出張については、真にやむを得ない緊急の用務を除き、当面見合わせること。
また、私事による旅行についても、感染拡大地域への旅行は、当面の間、厳に慎むとともに、緊急かつやむを得ない事情により、これらの地域に旅行する場合には、必ず事前に学校長へ報告すること。
- 2 公務又は私事にかかわらず、感染拡大地域に旅行する場合には、不特定多数が訪れる場所や混雑する店舗といった感染の危険性が高い場所は可能な限り避けるな

ど、移動途中や現地での感染防止対策に細心の注意を払うとともに、特に繁華街への外出など不要不急の行動は絶対に行わないこと。

- 3 学校長は、教職員が感染拡大地域へ旅行した場合には、旅行中の行動（移動手段も含む行動経路や訪問場所、特にこれらの地域で密閉空間・密集場所・密接場面の3つの密が疑われる場所を教職員が訪問していないかどうか）を詳細に聞き取り、感染リスクが高いと判断した場合には、テレワーク等による在宅勤務や自宅待機を指示すること。

なお、学校長の判断にあたっては、これまでの「クラスター」の発生形態※1や訪問先の自治体による住民への要請事項・注意喚起※2等を参考とすること。

また、自宅待機の必要がないと判断した場合であっても、帰県後、2週間は、不特定多数との接触を控える、密閉した場所での会議等に参加しない、至近距離での会話をしないなど、万が一に備えて感染拡大予防対策を徹底させるとともに、少しでも体調に異変を感じた場合には、直ちに学校に連絡させること。

※1 国内での「クラスター」は、これまでライブハウスや飲食店、スポーツジムなどで発生したとされている。詳しくは、厚生労働省がHPで公開している、「全国クラスターマップ」で確認すること。

※2 自治体による住民への要請事項・注意喚起は、接待を伴う飲食業の利用自粛や夜間・休日の外出自粛（東京都の例）など、各都道府県、市区町村が地域の現状に応じて発出しているため、各訪問先の状況を適宜確認すること。

【問い合わせ先】

愛媛県教育委員会事務局

(高等学校・中等教育学校に関する事)

高校教育課 教育指導グループ 渡邊 弘安

TEL 089-912-2953

(特別支援学校に関する事)

特別支援教育課 教育指導グループ 原 喜代佳

TEL 089-912-2967

(保健管理・運動部活動に関する事)

保健体育課 教育指導グループ 泉 志保・宮崎 智之

TEL 089-912-2981